

薬食発第 0216004 号
平成 17 年 2 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

体外診断用医薬品の製造販売承認申請について

体外診断用医薬品の製造又は輸入の承認申請の取扱いについては、昭和 60 年 6 月 29 日付医薬発第 662 号厚生省薬務局長通知及び昭和 60 年 7 月 15 日付薬審 1 第 5 号厚生省薬務局審査第一課長・審査第二課長・生物製剤課長通知等により取扱ってきたところである。

平成 14 年に公布された薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）第 2 条による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 534 号）により平成 17 年 4 月 1 日から施行される。この薬事法改正により、体外診断用医薬品の承認制度が大幅に改正されることとなってい る。

このことに伴い、体外診断用医薬品の製造販売承認申請に関する取扱について、下記によることとしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に周知徹底方ご配慮願いたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本臨床検査薬協会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会委員長及び欧州ビジネス協議会体外診断用医薬品委員会委員長あて送付することとしている。

記

第 1 総則

1 体外診断用医薬品の製造販売の承認については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条及び法第 19 条の 2 の規定に基づき、これを製造販売しようとする者又は選任製造販売業者に製造販売させようとする者から申請があった場合に、法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品を除き、申請に係る体外診断用医薬品の使用目的、形状・構造・原理、品目仕様、使用方法等に関する所要の審査を行った上で、厚生労働大臣が品目ごとにその承認を与えることとされており、承認申請に当たっては、その時点における医学、薬学等の学問水準に基づき、倫理性、科学性及び信頼性の確保された資料により、申請に係る体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を立証するための十分な根拠が

示される必要がある。

- 2 この通知において用いる用語は以下のとおりとする。
 - (1) 「施行規則」とは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 112 号）の規定による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）をそれぞれ指すものである。また、「基本要件」とは、薬事法第 42 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準のうち、体外診断用医薬品の基本的な要件を定めるものをいう。
 - (2) 「新規項目」とは、検出又は測定しようとする対象物質又は項目が我が国においてこれまでに承認若しくは認証された体外診断用医薬品によって検出又は測定されたことがないものをいう。
 - (3) 「承認基準」とは、別途通知により定める基準への適合性を確認することにより承認審査を行う体外診断用医薬品に関する基準をいう。

第 2 製造販売承認申請の区分

体外診断用医薬品の製造販売承認申請区分は次のとおりとする。なお、各申請区分における製造販売承認申請書に添付すべき資料と添付資料の項目との関係については別表 1、製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲に関しては別表 2 に示すとおりとする。

- (1) 新規品目
新規項目を検出又は測定しようとする品目。
- (2) 承認基準外品目
承認基準の定めのない品目。
- (3) 承認基準品目
承認基準の定めのある品目であって、承認基準に適合するもの。
- (4) 基準不適合品目
承認基準、適合性認証基準（法第 23 条の 2 第 1 項に基づく基準をいう。）、承認・認証不要基準（法第 14 条第 1 項に基づく基準をいう。）の定めのある品目であって、その基準に適合しないもの。

第 3 その他

- 1 製造販売承認申請時に該当する一般的名称のない体外診断用医薬品の申請にあっては、承認審査に併せて新たな一般的名称を創設すること。

別表1

添付資料と添付資料の項目との関係

添付資料	添付資料の項目	添付資料の項目の内容
イ. 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	1. 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	①開発の経緯 ②国内外での使用状況 ③臨床診断上の意義
	2. 申請品目の説明に関する資料	①測定方法（測定原理・操作方法・判定方法） ②反応系に関与する成分に関する情報 ③既存の体外診断用医薬品との類似性の説明
ロ. 仕様の設定に関する資料	1. 品質管理の方法に関する資料	
	2. 測定範囲等に関する資料	
	3. 較正用基準物質の設定に関する資料	
	4. 基本要件への適合に関する資料	①基本要件への適合宣言に関する資料 ②基本要件への適合に関する資料
ハ. 安定性に関する資料	保存条件及び有効期間の設定に関する資料	
ニ. 性能に関する資料	1. 性能に関する資料	①添加回収試験 ②希釈試験
	2. 操作方法に関する資料	
	3. 検体に関する資料	①反応特異性に関する資料
	4. 既存体外診断用医薬品との相関性に関する資料	①既存体外診断用医薬品との相関性データに関する資料
	5. セロコンバージョンパネル等を用いた試験に関する資料	
ホ. リスク分析に関する資料	リスク分析に関する資料	①リスク分析実施体制に関する資料 ②重要なハザードに関する資料
ヘ. 製造方法に関する資料	製造工程と製造施設に関する資料	

ト. 臨床試験の試 験成績に関する資 料	臨床性能試験成績に関する資料
----------------------------	----------------

別表 2

製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲

	イ 起原		ロ 仕様				ハ 安 定 性	ニ 性能					ホ リスク		ヘ 製 造	ト 臨床
	1	2	1	2	3	4		1	2	3	4	5	①	②		
新規品目	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	—	△	○	○	○	○
承認基準外品目	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	△
承認基準品目	×	○	△	×	△	○	○	×	×	○	△	○	○	○	○	△
基準不適合品目	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	△

記号及び番号は別表 1 に規定する資料の記号及び番号を示し、○は添付を、×は添付の不要を、△は個々の体外診断用医薬品により判断されることを意味するものとする。なお、「承認基準品目」とは、承認基準の定めのある品目であって、当該基準に適合する品目を指す。

薬食機発第 0216005 号
平成 17 年 2 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局
審査管理課医療機器審査管理室長

体外診断用医薬品の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条及び法第 19 条の 2 の規定に基づく体外診断用医薬品の製造販売承認申請等の取扱いについては、平成 17 年 2 月 16 日付薬食発第 0216004 号医薬食品局長通知「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」（以下「局長通知」という。）により通知したところであるが、その細部の取扱い等については下記によることとしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その適正な運用に努められたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会长、社団法人日本臨床検査薬協会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会委員長及び欧州ビジネス協会協議会体外診断用医薬品委員会委員長あて送付することとしている。

記

第 1 製造販売承認申請書の記載事項について

体外診断用医薬品の製造販売承認申請書の各欄の記載事項は、別に定めるものの他、次によることとする。なお、「法」とは薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）第 2 条の規定による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）を、「施行規則」とは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 112 号）の規定による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）を、「基本要件」とは、薬事法第 42 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準のうち、体外診断用医薬品の基本的な要件を定めるものをいう。また、「承認基準」とは、別途通知により定める、基準への適合性を確認することにより承認審査を行う体外診断用医薬品に関する基準をいう。

1. 名称欄

（1）一般的名称

1) 別途通知する体外診断用医薬品の一般的名称及び分類コード番号について、本欄に記載すること。

また、申請時に一般的な名称がない場合は空欄とし、承認までに適切な一般的な名称を定めることとする。この場合、申請書の備考欄に、当該体外診断用医薬品の概要（測定項目の概要及びその体外診断用医薬品の臨床的な意義を含み、300字程度。）を記載すること。

- 2) 同一品目において、複数の測定項目等を同時に測定できるものの申請にあっては、該当するすべての一般的な名称と分類コード番号を列記すること。
- 3) シリーズ申請にあっては、シリーズ品目としての一般的な名称と分類コード番号を記載すること。

(2) 販売名

体外診断用医薬品の販売名は、原則、当該製造販売業者が自由に命名して差し支えないが、使用者の誤解、混乱のないように配慮するとともに、品位に欠け、誇大に過ぎる等の名称は避けることが基本である。いくつか留意点をあげれば次のとおりである。

- 1) 一般的に用いられている名称をもって販売名とすることは適当でない。一般的に用いられている名称を用いる場合は、その名称の前又は後に社名又は略称等を付し、他社の同類の製品と区別できるようにすること。
- 2) 英文字のみ（又は英文字、数字、記号のみの組み合わせ）のもの、又はほとんど英文字のものは適当でない。ただし、わが国の医療において一般的に使用されている英文字（例えば、診療報酬点数表で使用）にあっては、販売名に使用して差し支えない。この場合には、前項1) と同様に他社の類似製品と区別できるようにすること。
- 3) 「反応系に関与する成分」欄の記載は同一であるが防腐剤、界面活性剤等反応系に関与しない成分が異なるもの、また、反応系に関与する成分の分量の記載の範囲内で2種以上のものを1品目として申請しても差し支えない。
- 4) 販売名は、一物一名称が原則であるが、妥当な理由により一物多名称のものを申請する場合は、その説明資料を承認申請書に添付し申請すること。なお、この場合、販売名ごとに申請すること。

2. 使用目的欄

申請品目の測定対象（検体種）、測定項目、及び検出・測定の別を記載すること。例えば「血清中の○○感染における○○の測定」又は「血清中の○○○の測定（△△～の診断の補助）」のように臨床的意義を記載すること。

また、測定検体又は測定感度が既承認品目と異なる等の理由で当該品目に新たな臨床的意義が発生した場合は、使用目的に新たな臨床的意義を加えて、一部変更承認申請を行うこと。

測定対象に略号等を用いることは、誤解される場合があるので、略号等を用いる場合、必ず正式名称を記載すること。また、用語については診療報酬点数表に記載のある場合には、その用語を参考にすること。

なお、定性試験の場合には、「○○○の検出」、定量試験及び半定量試験の場合には、「○○○の測定」とする。保険適用項目で「血中の～」となっている場合でも、キッ

トの性能として血液をそのまま測定できるものは「全血中の～」、血漿で測定できるものは「血漿中の～」、また、血清で測定できるものは「血清中の～」とし検体種を明確にすること。

複数の検体種を測定する試薬の場合は、例えば「血清又は血漿中の○○の測定」の記載とする。

なお、検出及び測定を行うキットの場合は「○○○の検出又は測定」とすること。

3. 形状、構造及び原理欄

申請品目がどのようなものであるかがわかるように簡潔にまとめて記載すること。

(1) 構成試薬

- 1) 構成試薬名称を記載すること。
- 2) 形状、構造が性能に影響しない品目にあっては、剤型を記載すること。
- 3) 標準液が複数ある場合には、単に標準液とはせずに1, 2, 3とかA, B, Cとか数字や識別記号をつけ、その試薬が複数あることがわかるように記載すること。

(2) 形状

形状、構造が性能に影響する品目にあっては、形状、構造を図示すること。図には検体添加部、判定部等を明示すること。

なお、サイズが性能に影響を及ぼさない場合に限り、サイズの記載は不要とする。

(3) 原理

反応系に関与する成分を含めた測定原理を記載すること。なお、反応系に関与する成分とは、原則的には反応原理に直接影響を及ぼす成分か否かの判断による。

ただし、学会等で公知とされる測定原理はその測定原理名を記載することで差し支えない。

4. 反応系に関する成分欄

構成試薬名称並びにその構成試薬に含まれる反応系に関与する成分及びその分量を記載すること。分量の記載は、例えば、瓶当たりあるいは測定単位当たり（測定1回当たり又は10回当たり）の量の記載でも差し支えない。

例えば、ウエルあるいはビーズに固相化した抗体等で、1回測定当たりの分量が測定できない場合は1回測定当たり1ウエルというような記載をし、あと全体の量、例えば、ウエルが96あり96ウエルの全体量でわかれればその量を記載し、さらに説明の意味で性能試験等に書かれている部分を代用して、ある規定された濃度の標準品等を用いた場合の測定方法を補足すること。例えば、抗体量を吸光度でいえば「○○から○○の間に入る量がこの抗体量である。」というような記載でも差し支えない。

- 1) 反応系に関与する成分の分量又は含量は、性能が確認されている範囲の巾記載をしてよい。
- 2) 反応系に関与する成分の分量又は含量が巾記載の範囲内で異なる場合、また、反応系に関与しない成分（例えば防腐剤等）の異なるものであって、性能が同一である場合には申請書を一つにすることができる。
- 3) 反応系に関与する成分のうち、酵素等の分量を「U」、「単位」等を用いて単位で表わす場合があるが、その成分の規格が国際単位や日本薬局方、日本工業規格（JIS）

等の公定書に収載されている場合には、その規格の単位を用いること。

なお、自社独自に設定した単位を用いた場合には、単位の説明を記載すること。また、構成試薬が凍結乾燥品の場合、成分・分量の表示は使用時の濃度であることを明記すれば、使用時の濃度表示で差し支えない。

- 4) 抗体（抗血清）は、由来の動物種をカタカナで明記すること。また、モノクローナル抗体の產生細胞の名称について記載すること。なお、抗体にあってはモノクローナル抗体かポリクローナル抗体かの別を明記すること。
- 5) 核酸增幅法を使用する測定法にあっては、その使用するプローブ（反応特異性を担保するプローブに限る。）の塩基配列について記載すること。
- 6) 成分名が非常に長いとき、表示等において、それが医学・薬学等の論文あるいは学会発表等で広く慣用されているなど、使用者に誤解のない慣用名、略号については簡略記載が認められるが、この場合には、正式名とその慣用名、又は略号を併記すること。

5. 品目仕様欄

最終製品の品質管理の方法及び例示として、測定範囲又は検出感度を記載すること。

1) 品質管理の方法

当該最終製品として、体外診断用医薬品の特性に鑑み、キットの性能を設定する。例えば以下の例示項目を設定すること。

なお、品質管理項目の設定にあっては、以下に示す例示項目に限るものではなく、必要に応じて例示項目以外の試験方法を設定すること。この場合、その項目の設定理由、試験方法の選択理由等の設定根拠を記載すること。

① 感度試験

対象物質を検出・同定する能力又は測定対象への数量や段階値を計測する能力を規定する。

② 正確性試験

検出・同定結果又は測定値等の正確さを規定する。

③ 同時再現性試験

同一検体を同時に複数回計測する際の結果の再現性（ばらつき度合い）を規定する。

各項目の設定については、以下の点に留意すること。

ア 測定機器を用いる場合は、その測定機器の性能、試験の諸条件を十分加味し、具体的な規格値を設定すること。

イ 同一項目で、検体が2種以上（例えば、血清と尿）にわたる場合、性能が同一であればどちらか一方を記載すればよいが、異なる場合は併記すること。

ウ 当該体外診断用医薬品の特性に鑑み、合理的理由に基づき明らかに不必要的項目については省略できる。

エ 性能試験に用いる管理用物質（管理用物質の由来等も含む。）について記載すること。

2) 測定範囲（検出感度）

測定を目的としている場合、代表的な機種（専用の機器がある場合はその専用機器）を用いた時の測定範囲を、検出を目的としている場合は最小検出感度を例示として記載する。

6. 操作方法又は使用方法欄

試薬及び試液の調製方法と操作方法とに分けて使用方法の概略がわかるよう簡潔な記載をすること。なお、検体の採取方法又は保存方法が測定結果に影響を及ぼし、特に注意が必要な場合には検体の採取方法又は保存方法を記載する。

- 1) 測定機器を使用する場合には、使用機器名は一般的な名称（分光光度計、血液自動分析装置、血球計数器等）を用い、その操作法は標準的な手順を記載すること。この記載に当たっては、例えば、機器で測定するものについては機器側から見た操作方法ということではなく、試薬側から見た操作法の必要項目を記載すること。なお、専用機器試薬の場合は、専用機器の名称を記載すること。
- 2) 試薬・試液の調製方法についての記載をすること。なお、試薬・試液をそのまま用いる場合があるが、その場合単に「なし」と記載せずに、「そのまま用いる。」と記載すること。
試薬の調製においては、具体的な数値でなく、「所定量を加えて調製する。」と記載することができる。
- 3) 検体量及び試薬量については、具体的な量を記載するが、「○○ μ L～○○ μ L」等の幅で記載するか、又は「検体 1 容量に第一試薬 3～5 容量及び第二試薬 2～4 容量」等の液量比（幅）で記載することも可能である。
- 4) 測定波長については、具体的にその波長を記載すること。この際、例えば、单一機器の専用試薬ではなく、いくつかの機種に共通の試薬で、機器によって測定波長が異なる場合は測定が確認されている範囲内である程度の巾記載をしてもよい。その記載に当たっても、具体的な波長あるいは理解し得る範囲の波長巾を示すことが必要で、例えば、「特定の波長」又は「一定（所定）の波長」と記すことは認められない。
- 5) 同一処方で用手法と自動分析機器用のキットがある場合、名称が異なるものは別品目であるが、同一名称とする場合には操作方法又は使用方法欄の記載を明らかに区分し、一品目で申請して差し支えない。
- 6) 定性試験と定量試験（又は半定量試験）があり、それぞれ操作方法又は使用方法が異なる場合は区別して記載する。
- 7) 定性項目にあっては、判定法（カットオフ値等）を記載する。
- 8) 操作方法について、用手法によるもの・自動分析機器によるもの・その両方によるものの別がわかるように記載する。

7. 製造方法欄

- 1) 原則として、当該体外診断用医薬品の反応系に関与する成分を含む構成試薬の最終容器充填工程に使用する原料又は中間製品等及び反応系に関与する成分を含まない構成試薬の受け入れ工程から出荷判定をおこなうまでの全工程を記載すること。なお、この場合でいう「中間製品」とは、体外診断用医薬品を構成するもののうち体外診断用医薬品の性能に影響を及ぼすもの（例えば、反応系に関与する成分を含有している

試薬等) であって、当該体外診断用医薬品の製造における品質システムにおいて、その受け入れ試験(購買管理)により製品の品質・性能等を担保するものであること。また、当該体外診断用医薬品の構成試薬を補充用単品として流通させることがある場合には、その旨を記載すること。

- 2) 製造工程について、別紙1を参考に工程フロー図等を用い、その工程等を行う製造所情報(名称及び所在地、許可・認定を取得している場合は許可・認定番号)とともに、わかりやすく記載すること。製造工程が複数の製造所(单一の製造所において製造する場合であって、複数製造施設で製造される場合も含む)で行なわれるときは、その関連がわかるように記載すること。
- 3) 外部試験検査施設において、工程中の検査を委託する場合は、該当する工程ごとにその委託先試験検査施設の名称、所在地を記載すること。なお、この場合、どの製造工程における検査項目を外部試験検査機関に委託しているかが分かるように記載すること。
- 4) 当該品目の設計を行なったものが、当該申請者及び主たる機能を有する事業所と同じ場合はその旨を記載し、当該申請者及び主たる機能を有する事業所と異なった場合については、設計管理を行った事業者の氏名若しくは名称を記載すること。
- 5) 承認もしくは認証を取得しているもの、或いは品目届出を行っている体外診断用医薬品を組み込む場合、その構成品の製造販売業者の名称、主たる事業所の所在地、製造販売業許可番号及び承認番号・認証番号・品目番号を記載すること。
- 6) 法第14条の11第1項に基づく登録(以下「マスターファイル登録」という。)を受けた原薬については、その原薬の製造所を示す箇所に、その製造業者名・所在地、製造所の名称・所在地、マスターファイル登録番号及び登録年月日、製造所が医薬品製造業許可を要する場合にあっては許可区分・許可番号・許可年月日を記載すること。

8. 貯蔵方法及び有効期間欄

安定性試験成績に基づいた最も適切な貯蔵方法を設定すること。また、長期間における性能の低下を防ぎ得ない場合には、体外診断用医薬品として使用に耐え得る性能を確保できる有効期間を付すことによって保証すること。

本質的には体外診断用医薬品の経時的変化をふまえて、性能の確保のため必要な試験を行い、十分検討して妥当な貯蔵方法及び有効期間を設定すること。

なお、以下の点についても留意すること。

- 1) 室温で3年以上安定な場合は空欄とする。また、室温で3年未満の場合は有効期間のみを記載。室温以外で3年以上安定なものは貯蔵条件のみを記載すること。
- 2) 有効期間はキットの特性や流通期間を配慮すること。なお、設定にあたっては、使用・流通に支障がなければ既存品より短い有効期間であっても差し支えない。
- 3) 構成試薬ごとに貯蔵方法、有効期間が異なる場合、本欄に、それぞれ分けて記載すれば、構成試薬ごとに異なる表示をすることができる。その場合でも、可能であるならばキットとしての貯蔵方法及び有効期間を設定しておくこと。

9. 製造販売する品目の製造所欄

当該品目の製造工程を行う事業所について、その製造業者名・所在地、製造許可(認

定) 番号、許可・認定区分を記載する。なお、製造業の許可(認定)申請中の場合は、その旨を記載すること。

10. 原薬の製造所欄

原薬等登録簿に登録した原材料を使用する場合は、その製造所（登録されたものを製造するにあたり製造業許可若しくは製造所の認定を必要とする場合に限る。）の製造業者名、製造許可・認定番号、許可・認定区分を記載する。なお、製造業の許可(認定)申請中の場合は、その旨を記載すること。

11. 備考欄

- 1) 製造販売業の許可年月日、許可区分、許可番号及び主たる機能を有する事業所の所在地を記載すること。なお、申請中の場合はその旨（主たる機能の有する事業所の所在地を含む。）を記載すること。
- 2) 承認申請区分として、新規品目、承認基準外品目、承認基準品目及び基準不適合品目の別を記載すること。
- 3) 申請時に一般的な名称がない場合、当該体外診断用医薬品の概要（測定項目の概要及びその体外診断用医薬品の臨床的意義を含み、300字程度。）を記載すること。
- 4) 法第14条第1項に基づく基準若しくは法第23条の2第1項に基づく適合性認証基準に適合しないものとして製造販売承認申請を行った場合には、当該適合性認証基準に適合しない理由を説明すること。
- 4) シリーズで申請する場合には構成製品の各一般的な名称。
- 5) 放射性体外診断用医薬品である場合はその旨。
- 6) 承認前検査対象品目である場合はその旨。
- 7) 遺伝子組み換え技術を利用して製造する体外診断用医薬品については、遺伝子組み換え技術利用と記載すること。
- 8) 付属品がある場合にあってはその旨と付属品の内容を記載すること。
- 9) 添付文書（案）を添付すること。
- 10) 形状、構造及び原理欄で形状、構造を図示した場合は、当該品目の製品の外観がわかるような写真を添付すること。
- 11) 保険適用希望の有無及びその区分を記載すること。

第2 シリーズ申請の取り扱いについて

シリーズ申請にあっては、各構成製品ごとに、別添様式にある構成製品書に記載すること。

第3 体外診断用医薬品の製造販売承認申請に際し添付すべき資料

1. 製造販売承認申請書に添付すべき資料を作成するための試験は、十分な設備のある施設において、経験のある研究者により、その時点における医学、薬学等学問水準に基づき、適正に実施されたものでなくてはならない。
2. 製造販売承認申請書に添付すべき資料は、邦文で記載されたものでなければならない。ただし、参考となる文献等はこの限りでない。なお、当該添付資料が邦文で記載

されたものでない場合には、その概要を翻訳したものを添付すること。この場合においては、翻訳前の原文もあわせて提出すること。

3. 施行規則第40条第1項第2号各項の内容は、概ね局長通知別表1の中央欄に掲げる資料とする。

4. 製造販売承認申請書に添付すべき資料の範囲は、原則として局長通知別表2左欄の区分に従い、同表に示す資料とする。

ただし、当該体外診断用医薬品の特性等からみて実施する必要がないと考えられる場合は、当該資料の添付を要しない。

5. 添付すべき資料の概要是以下のとおりである。

イ) 起原又は発見の経緯及び外国での使用状況等に関する資料

① 起原又は発見の経緯及び外国での使用状況等に関する資料として、当該品目の発見の経緯、国内外での使用状況及び臨床診断上の意義について記載すること。

② 申請品目の説明に関する資料として、新規性又は特徴等について次の項目毎に簡単に説明すること。

・測定方法（測定原理、操作方法（判定方法を含む。））

・反応系に関与する成分に関する情報

・既存の体外診断用医薬品との類似性の説明（新規品目に該当しない旨の説明も含む）

ロ) 仕様の設定に関する資料

① 品質管理の方法に関する資料

・自ら設定した品質管理の方法に基づいて行われた実測値に関する資料を作成すること。実測値は、3ロット以上、1ロットにつき3回以上の測定成績を、添付すること。

・品質管理の方法としては、品質、性能を担保する上で必要な項目を設定すること。例えば、以下a)からc)のような項目が考えられるが、その他の項目を設定した場合には、その設定理由を記載すること。

a) 感度試験

b) 正確性試験

c) 同時再現性試験

・抗原抗体反応を利用する体外診断用医薬品の抗体の產生細胞の株種について変更を行う場合における、体外診断用医薬品の性能確認試験について記載するとともにその設定の妥当性について説明すること。

② 測定範囲等に関する資料

・測定試薬においては測定範囲（上限及び下限値）を記載するとともに、原則として最小検出感度を記載する。

・検出試薬においては最小検出感度に関する試験成績を記載する。

③ 較正用の基準物質の設定に関する資料

・較正用の基準物質又は標準物質の詳細（基準物質又は標準物質の由来を含む。）、設定根拠、組成、純度及び濃度あるいは力価について記載する。

④ 基本要件への適合に関する資料

当該品目が、基本要件及び承認基準が存在する品目にあって当該承認基準に適合するものとして申請する場合には当該承認基準に適合していること、並びに、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理規則に適合して製造されるものであることの旨の自己宣言書を添付すること。なお、自己宣言書については、ISO17050-1「Conformity assessment-Supplier's declaration of conformity-Part 1:General requirement」に従って作成することが望ましい。

その他、以下の資料を添付すること。

- a) 承認基準の定めのある品目であって承認基準適合するものとして申請する品目

- ・承認基準とともに示される基本要件適合性チェックリストに基づき作成した基本要件への適合性を証明する資料を添付すること。

- b) 承認基準外品目若しくは基準不適合品目

- ・当該体外診断用医薬品の基本要件への適合性を確保するために、使用した規格及び基準、試験方法等の一覧を添付し、当該規格及び基準への適合性を証明する試験成績等を添付すること。

なお、当該体外診断用医薬品を対象とする適切な規格・基準がない場合であっても、参考となる規格、法令がある場合は、それらの規格を参考にしつつ、必要な試験を行い、基本要件への適合性を証明することは必ずしも不可能ではないが、その場合には、採用した試験の設定の妥当性について必ず説明しておくこと。

ハ) 安定性に関する資料

- ・保存条件及び有効期間の設定に関する資料

- 1) 有効期間の設定にあたっては、当該キットの特性及び流通期間を考慮すること。

- 2) 試験期間は、設定された貯法のもとで、有効期間 + α 行うこととし、試験項目は、品質管理の方法に定めのある項目によること。

- 3) 実測値は、3 ロット以上、1 ロットにつき、2 回以上の測定成績とし、有効期間 + α の時点を含めて 3 時点以上測定すること。

ニ) 性能に関する資料

① 性能に関する資料

添加回収試験成績

- ・測定品目であって純物質等で一定の濃度の溶液が調製できるものについては、必要に応じ行うこと。

希釈試験成績

- ・測定品目について、検量線の直線性等を確認するために行う。

② 操作方法に関する資料

- ・用手法の製品における重要な反応条件（反応時間等）に関する試験成績について記載すること。

- ・検体の採取方法に特別な注意が必要である場合、その根拠となる資料を記載す

ること。

③ 検体に関する資料

- ・必要に応じて、反応特異性（共存物質の影響、交差反応性、非特異反応、不活性化の影響、抗凝固剤の影響等）に関する資料を添付すること。

④ 既存体外診断用医薬品との相関性に関する資料

- ・承認基準品目としての申請である場合は、別途通知される承認基準に関する通知を参照し、相関性に関する資料を作成すること。

・承認基準外品目若しくは基準不適合品目としての申請である場合であって、その体外診断用医薬品に関する性能等に関する説明を、既存の体外診断用医薬品との相関によって行う場合は、別途通知される承認基準に関する通知を参照し、相関性に関する資料を作成すること。

⑤ セロコンバージョンパネル等を用いた試験に関する資料

- ・セロコンバージョンパネル等があり、それらの検討が必要と考えられる項目については、当該試験成績を添付すること。

ホ) リスク分析に関する資料

① リスク分析実施体制に関する資料及び重要なハザードに関する資料

ア 申請に係る体外診断用医薬品について、JIS T 14971「医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用」を参照にし、リスクマネジメントの社内体制及びその実施状況の概要を示す資料を添付すること。また、リスク分析に当たっては、当該想定されるリスクが臨床上の有用性と比較して受容可能であることを説明すること。

イ ハザードのうち、厚生労働省等から安全対策上の対応を求められたハザードのリスク分析及び行ったリスク軽減措置を、表形式に要約した資料を添付すること。

ウ イの他、JIS T 14971 を参考にしてリスク分析を行った結果、重大なハザードが認められた場合、そのハザードに対するリスク分析及び行ったリスク軽減措置の結果を表形式に要約した資料を添付すること。

エ 構成試薬に含まれる成分に関する資料

ヒト血液由来の成分にあっては、HBV、HIV の存在を否定する試験成績、HCV については試験結果を添付すること

ヘ) 製造方法に関する資料

以下の事項について別紙 2 を参考に詳細に記載すること。

- 1) 原則として、当該体外診断用医薬品の反応系に関与する成分を含む構成試薬の最終容器充填工程に使用する原料又は中間製品等及び反応関与成分を含まない構成試薬の受け入れ工程から出荷判定をおこなうまでの全工程を記載すること。なお、この場合でいう「中間製品」とは、反応関与成分を含有している中間製品であって、当該体外診断用医薬品の製造における品質システムにおいて、その受け入れ試験（購買管理）により製品の性能を担保するものであること。また、当該体外診断用医薬品の構成試薬を補充用単品として流通させることがある場合には、

その旨を記載すること。

- 2) 製造工程と品質検査項目について、工程フロー図等を用い、その工程等を行う製造所情報（名称及び所在地、許可・認定を取得している場合は許可・認定番号）とともに、わかりやすく記載すること。製造工程が複数の製造所（单一の製造所において製造する場合であって、複数製造施設で製造される場合も含む）で行なわれるときは、その関連がわかるように記載すること。
- 3) 品質検査項目毎に、検査の目的、検査概要、並びに品目仕様との関連について説明すること。なお、外部試験検査機関において、当該検査を委託する場合は、その委託する検査項目、委託先の氏名、住所、検査所の名称、所在地を記載すること。なお、この場合、委託する検査項目がどの製造工程における検査項目なのかが分かるように記載すること。
- 4) 当該品目の設計を行なったものが、当該申請者及び主たる機能を有する事業所と同じ場合はその旨を記載し、当該申請者及び主たる機能を有する事業所と異なった場合については、設計管理を行った事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、及び設計を行った者と製造販売業者の関係の概要（設計契約の概要も含む。）を記載すること。
- 5) 承認もしくは認証を取得しているもの、或いは品目届出を行っている体外診断用医薬品を組み込む場合、その構成品の製造販売業者の名称、主たる事業所の所在地、製造販売業許可番号及び承認番号・認証番号・品目番号を記載すること。
- 6) マスターファイル登録を受けた原薬については、その原薬の製造所を示す箇所に、その製造業者名・所在地、製造所の名称・所在地、マスターファイル登録番号及び登録年月日、製造所が医薬品製造業許可を要する場合にあっては許可区分・許可番号・許可年月日を記載すること。

ト) 臨床試験の試験成績に関する資料

- 1) 臨床性能試験成績に関する資料
 - ・「臨床性能試験の試験成績に関する資料」とは、体外診断用医薬品のうち人の身体に直接使用されないものに関する臨床試験の試験成績に関する資料であること。
 - ・施設及び検体数は、原則として2施設以上150検体（正常範囲の検体も含む。）以上とする。なお、検体数については、統計学的に解析が可能で臨床的に充分評価できるものであれば、この限りではない。
 - ・資料の作成に当たっては、対象疾患又は病態、疾患との関連における有病正診率及び無病正診率、異常検体（溶血、乳び、黄疸等）及び薬物投与による影響に留意すること。
 - ・外国で実施された臨床性能試験成績を活用することは原則可能であるが、日本人と外国人の人種的な差並びに日本と外国の環境因子及び医療実態の差等が当該体外診断用医薬品の性能、臨床的意義に与える影響を考慮し判断すること。
 - ・新規項目以外の場合には、原則、臨床性能試験成績に関する資料の添付は要さない。ただし、新たな臨床的意義が生じた場合にはこの限りではない。

6. その他

(1) 血液型判定用抗体基準（案）

- ・血液型判定用医薬品のうち「血液型判定用抗体基準」の改正を要するものにあつては、改正（案）を参考までに提出すること。

第4 製造販売承認事項の一部変更承認申請又は届出による変更

基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、具体的な事例に関しては、別紙3によるものとする。

(1) 新規承認申請が必要な変更について

反応系に関する成分及び分量、性能等に係る軽微でない変更については、新規承認申請によること。

(2) 一部変更承認申請が必要な変更について

原則として、その体外診断用医薬品の本質を損なうものでない承認事項の変更の場合は、承認事項一部変更承認申請によること。なお、以下の事項について留意すること。

- ① 一部変更承認申請書には、承認書の写しを1部添付すること。
- ② 一部変更承認申請書の備考欄には、変更理由及び変更内容の具体的な内容を比較表の型式により記載すること。また、承認の経過を記載すること。
- ③ 承認後に有効期間の延長だけを目的とした一部変更申請については、迅速に処理することとするので、申請書に~~付~~と朱書きしたうえで、有効期間の設定に関する資料を添付すること。

(3) 届出が必要な変更について

性能に影響を与えない範囲での承認事項に対する軽微な変更を行っても一部変更の手続きは必要としないこと。ただし、変更後30日以内に届け出ること。なお、変更届には、承認書の写しを1部添付すること。

(4) 一部変更承認申請・届出等が必要でない変更について

性能に影響を与えない範囲での極めて軽微な変更については、一部変更承認申請・届出の手続きは必要としないこととすること。なお、承認事項に係らないその他の変更については、届出を要しない。

第5 経過措置

製造販売承認申請書の添付資料のうち、基本要件への適合を示す資料とリスク分析に関する資料について、平成20年3月31日までに申請されたものについては、以下のように取り扱うものとする。

(1) 基本要件への適合を示す資料

使用実績のある体外診断用医薬品との同等性を示すことによって、基本要件への適合性を説明することを認めることとし、当該資料について使用実績のある体外診断用医薬品との同等性を示す資料に代えることができるものとする。

(2) リスク分析に関する資料

リスクマネジメントの体制及びその実施状況の概要を示す資料を添付するとともに、申請に係る体外診断用医薬品のハザードのうち、厚生労働省等から安全対策上の対応を求められたハザードリスク分析及び行ったリスク軽減措置に関する説明する資料によることを認めることとする。

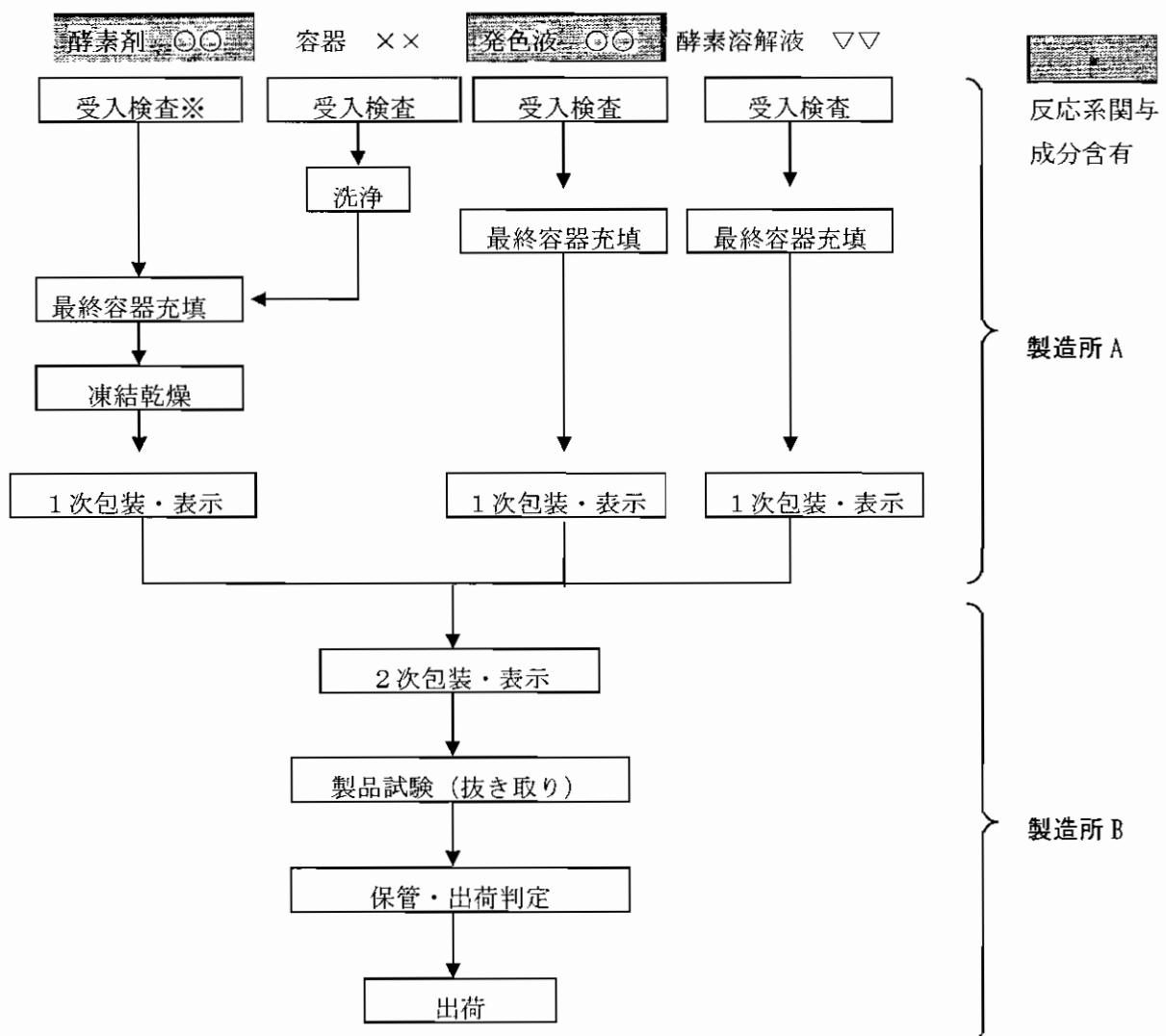
製造方法記載例

1. キットの構成

- [1] 酵素剤 ○○○、△△△他より製する。
- [2] 酵素剤溶解液 ×××他より製する。
- [3] 発色液 ◇◇◇他より製する。

上記 [1] [2] [3] の構成試薬を組合せキットとする。なお、別途補充用として製造することがある。

2. 製造工程



(注) 容器の記載に関しては、その容器の形状、構造が性能に影響する場合のみの記載で差し支えない。

3. 製造業者名及び住所

A 製造所

○○株式会社 △△工場

××県△△市□□町 1 - 1

製造業許可番号及び許可区分：××

B 製造所

◇◇株式会社 ××工場

○○県××市△△町 2 - 2

製造業許可番号及び許可区分：××

4. 設計管理を行った事業者

申請者と同じ。

5. 外部試験試験機関

酵素剤○○の受入れ検査（2.において※で示す）について、以下の試験機関に委託

○○株式会社 ××県△△市○×町 1 - 1

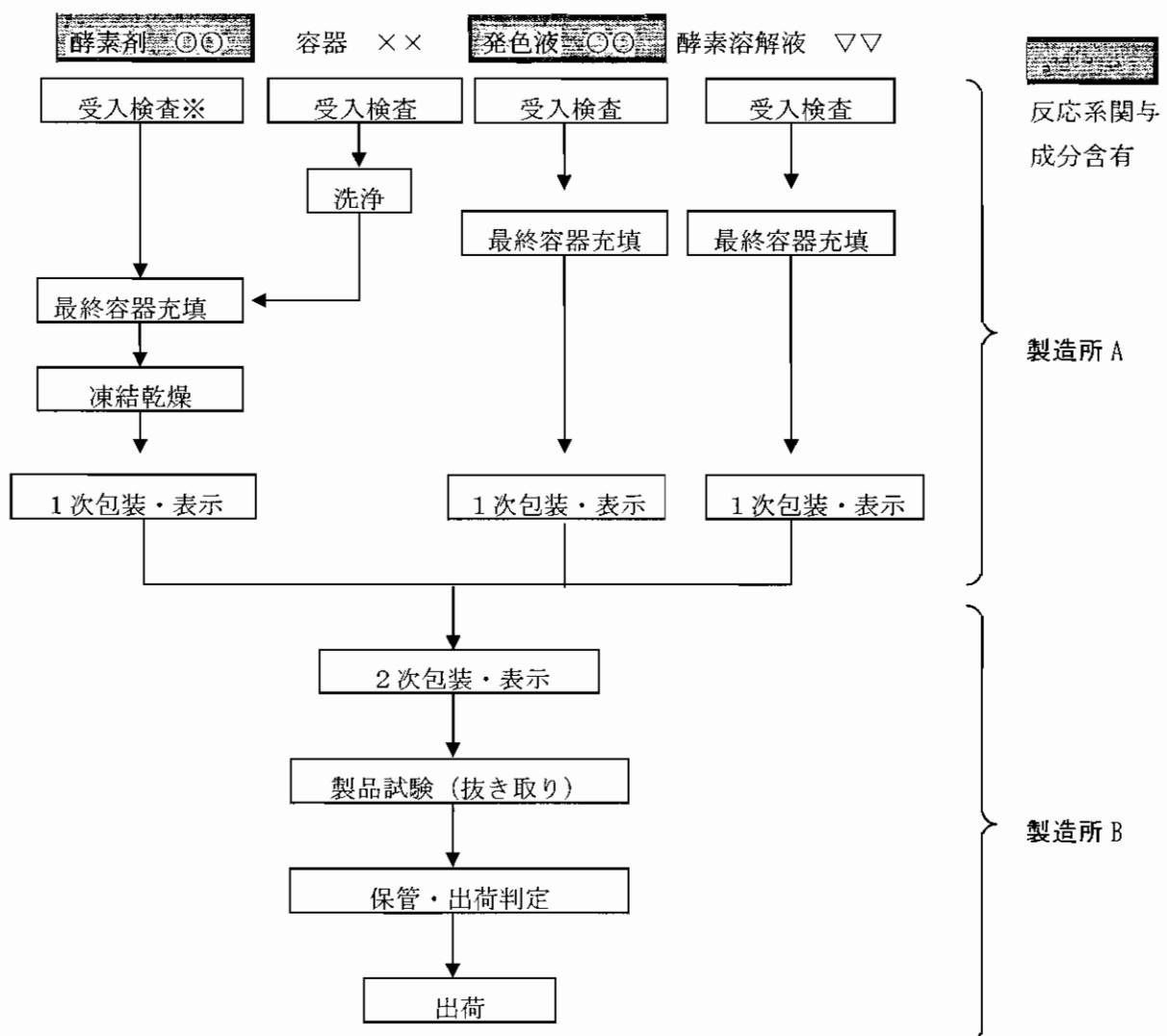
製造方法に関する資料記載例

1. キットの構成

- [1] 酵素剤 ○○○、△△△、□□より製する。
 [2] 酵素剤溶解液 ×××、▽▽▽より製する。
 [3] 発色液 ◇◇◇、■■■より製する。

上記 [1] [2] [3] の構成試薬を組合せキットとする。なお、別途補充用として製造することがある。

2. 製造工程



(注) 容器の記載に関しては、その容器の形状、構造が性能に影響する場合のみの記載で差し支えない。

3. 製造業者名及び住所

A 製造所 ○○株式会社 △△工場 ××県△△市□□町 1-1 製造業許可番号及び許可区分 : ×××	B 製造所 ◇◇株式会社 △△工場 ○○県××市△△町 2-2 製造業許可番号及び許可区分 : × ××
--	--

4. 設計管理を行った事業者及びその事業所

事業者名・住所 ○○・××

設計管理を行う事業所名称・所在地 ○○・××

設計管理を行った事業者との関係 商法第211条ノ2第1項の親会社

設計に関する契約の概要 別添のとおり（設計委託若しくは製造販売を行う権利の譲渡等に関する契約書の写しを添付）

5. 品質検査項目に関する事項

(1) 品質検査項目（別表を作成し、説明しても差し支えない。）

- ・酵素剤の受入検査における品質検査の項目 : 力価の測定検査、目視検査（色調）、・・・
(品目仕様欄に記載される試験項目との関係を説明すること。)
 - ・発色液の受入検査における品質検査の項目 : 目視検査(色調)、発色液の pH、・・・
(品目仕様欄に記載される試験項目との関係を説明すること。)
- （以下略）

(2) 品質検査項目の委託先

- ・酵素剤の受入検査における品質検査項目の委託先
- 事業者名・住所 ○○・××
- 試験検査を行う事業所名称・所在地 ○○・××

法第 14 条第 9 項に規定する体外診断用医薬品の承認事項の一部変更承認申請及び法第 14 条第 10 項に規定する体外診断用医薬品の承認事項の変更届の範囲

1. 名称欄

1) 販売名

変更届：商号商標の変更に伴う販売名の変更

一部変更申請：変更届事項とされた事項以外の販売名の変更

- 例) ・Corporate Identity の整備等による販売名の統一性を持たせるための変更
- ・科学の進歩による測定項目名の変更・詳細追加等への整合性を持たせるための変更

2. 使用目的欄

変更届：正式な測定対象物名と略号が両方記載されている場合の測定対象物の略号の変更

一部変更申請：①臨床意義の追加

②検体種の追加

③定量に定性追加

④定量から定性への変更

⑤定量と定性の両方がある体外診断用医薬品の一方の削除。

(注) 定性から定量への変更及び定性に定量の追加については、別品目として別途製造販売承認申請が必要。

3. 形状、構造及び原理欄

変更届：①構成試薬の名称のみの変更（内容変更なし）

②構成試薬の数の増減（標準液、コントロール等）

一部変更申請：①性能に影響のある形状・構造の変更

②構成試薬の数の増減（反応関与成分含有）

(注) 測定原理の変更がある場合は、別品目として別途製造販売承認申請が必要。

また、性能に影響のない項目であって承認書に例示として記載されている剤型及び材質についての変更は、一部変更申請及び変更届不要。

4. 反応系に関する成分欄

変更届：成分名称のみの変更

一部変更申請：①分量の実質の変更

②動物種の変更

③プローブの塩基配列の変更のうち、プローブの核酸への接合部位が変わらない場合の変更

(注) 抗原抗体反応を利用する体外診断用医薬品の一次抗体について、ポリクローナル抗体からモノクローナル抗体に変更した場合は、別品目として別途製

造販売承認申請が必要。また、分量の単位の公定書収載による分量の表現の変更については、一部変更申請及び変更届不要。

5. 品目仕様欄

一部変更申請：①性能試験の変更

②性能試験の試験方法のみの変更で規格値は変更しない場合

(注) 承認書に例示として記載されている測定範囲（検出感度）の変更については、一部変更申請及び変更届不要。

6. 操作方法又は使用方法欄

変更届：① 試薬の調製方法の変更

② 専用機器の名称の変更

一部変更申請： ①検体の採取方法及び保存方法の変更

②測定波長の変更

(注) 性能に影響のない項目であって承認書に例示として記載されている構成試薬の剤型についての変更は、一部変更申請及び変更届不要。

7. 製造方法欄

変更届：①包装表示のみを行う工場の移転に伴う製造施設に関する情報の変更

②単独流通（補充用）の変更又は追加

③工程の増減

④ 外部試験検査機関の試験所の名称及び所在地

⑤ 設計管理を行った事業所の名称

一部変更申請：上記変更届に記載されている項目以外の項目の変更

8. 貯蔵方法及び有効期間欄

一部変更申請：貯蔵方法又は有効期間の変更

別添様式

構成製品書

名 称	一般的名称			
	構成製品名			
使 用 目 的				
形 状 、 構 造 及 び 原 理				
反 応 系 に 関 与 す る 成 分				
品 目 仕 様				
操 作 方 法				
製 造 方 法				
貯 蔵 方 法 及 び 有 効 期 間				
製造販売する品目 の製造所	名 称	所 在 地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番 号
原 薬 の 製 造 所	名 称	所 在 地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番 号
備 考				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 構成製品書は、シリーズ品目の構成品目ごとに作成すること。
- 3 構成製品単独で別途製造販売承認若しくは認証を取得している又は品目届出を行っている場合には、備考にその名称（一般的名称及び販売名）、承認・認証・品目届出番号、製造販売業者名及び許可番号を記載すること。

薬食発第0310006号
平成17年3月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

体外診断用医薬品の添付文書の記載要領について

標記については、昭和60年6月29日薬発第622号厚生省薬務局長通知「体外診断用医薬品の取り扱いについて」の別添3「体外診断用医薬品の添付文書の記載要領」（以下「旧記載要領」という。）により、その適正運用に努めてきたところである。

平成14年に公布された薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）第2条による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）が平成17年4月1日より施行されることから、体外診断用医薬品の承認制度等も大幅に改正されることとなっている。

このことに伴い、体外診断用医薬品の添付文書について、より理解しやすく活用しやすい内容とするため、従前の旧記載要領を廃止し、別添のとおり新たに「体外診断用医薬品の添付文書の記載要領」を定め、平成17年4月1日より実施することとしたので、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図るとともに、適切な指導に関する格別な御配慮をお願いしたい。

記

1. 本記載要領の改正の要点

平成17年4月1日から施行される「体外診断用医薬品の製造販売承認申請について」（平成17年2月16日薬食発第0216002号）及び「体外診断用医薬品の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」（平成17年2月16日薬食機発第0216005号）の製造販売承認申請書の記載事項と整合性を図り、以下の項目を記載すること。

- (1) 作成・改訂年月
- (2) 薬効分類名
- (3) 製造販売承認(認証)番号(又は自己認証番号)
- (4) 一般的注意事項
- (5) 一般的名称
- (6) 名称

- (7) 警告
- (8) 重要な基本的注意
- (9) 全般的な注意
- (10) 形状・構造等（キットの構成）
- (11) 使用目的
- (12) 測定原理
- (13) 操作上の注意
- (14) 用法・用量（操作方法）
- (15) 測定結果の判定法
- (16) 臨床的意義
- (17) 性能
- (18) 使用上又は取扱い上の注意
- (19) 貯蔵方法、有効期間
- (20) 包装単位
- (21) 主要文献
- (22) 問い合わせ先
- (23) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

2. 適用の範囲

本記載要領は、体外診断用医薬品に適用する。

ただし、一般用の体外診断用医薬品を除く。

3. 実施時期

平成17年4月1日以降に承認申請される体外診断用医薬品の添付文書については、
本記載要領に基づくこと。また、旧記載要領に基づき作成されている添付文書については、
平成18年3月31日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づく改訂を行うこと。

なお、承認書と添付文書の整合を要する記載については、平成17年4月1日の法施行による承認書の整備に併せて改訂すること。

体外診断用医薬品の添付文書の記載要領

(1) 作成・改訂年月

- ア 初版作成・改訂の作成年月及び版数を右（左）上隅等冒頭に記載すること。
- イ 改訂年月の記載は、次の方法により記載すること。
 - ・改訂を行った字句、項目等のうち該当する箇所の右肩に「*」印を付し、改訂箇所を明確にする。
 - ・添付文書の右（左）上隅等冒頭に「*」と改訂年月を記載する。
 - ・作成年月又は改訂年月の記載は、次々回の改訂が行われるまで継続表示することとし、新たな改訂年月の記載にあたっては、前々回の改訂年月を削除し、前回改訂年月に新たな改訂年月を併記する。
- また、今回と前回のそれぞれ改訂箇所を明確にすること。

(2) 薬効分類名

添付文書の左上隅に、「体外診断用医薬品」と記載すること。なお、放射性医薬品の場合は「体外診断用医薬品（放射性）」又は「体外診断用放射性医薬品」と記載すること。

(3) 製造販売承認（認証）番号（又は自己認証番号）

添付文書の右（左）上隅等冒頭に製造販売承認（認証）番号又は自己認証番号を記載すること。

(4) 一般的注意事項

「使用の前に本添付文書をよく読むこと」の旨を記載すること。

(5) 一般的名称

体外診断用医薬品の一般的な名称を記載すること。シリーズ品は、シリーズの一般的な名称及び各構成製品の一般的な名称を併せて記載すること。

(6) 名称

承認（認証）を受けた又は届出した販売名を記載すること。シリーズ製品の場合は、シリーズ名のほかに構成製品名も記載すること。なお、販売名と誤認されない形で識別記号等を併記してもよい。

(7) 警告

適用患者等に関して警告事項があればその内容を具体的に記載すること。赤枠で囲い、赤字で記載すること。

(8) 重要な基本的注意

使用目的、適用期間、適用すべき患者の選択等に関する重要な基本的注意事項があればその内容を具体的に記載すること。赤枠で囲い、黒字で記載すること。

(9) 全般的な注意

本剤を取扱うにあたって必要と考えられる注意事項を記載すること。

(10) 形状・構造等（キットの構成）

キットを構成する試薬、反応系に関与する成分及び規制区分等について記載すること。

ア. 各構成試薬の名称を記載すること。

イ. 反応系に関与する成分についてはその名称（一般的名称があるものにあっては、その一般的名称）を記載すること。抗体（抗血清）については、その由来（動物種）を記載し、抗体にあってはモノクローナル抗体かポリクローナル抗体かの別を記載すること。

ウ. キットの構成試薬が毒薬、劇薬等に該当するものについては、毒又は劇等の文字及びその該当成分の名称及び分量を記載すること。

エ. 反応系に関与しない成分についても、可能な場合にはその成分の名称を記載すること。

(11) 使用目的

検体の種類、検査項目及び測定又は検出の別等を承認（認証）書又は製造販売届出書の使用目的欄の記載に従って正確に記載すること。

(12) 測定原理

測定原理及び特徴を記載すること。

なお、特に診断リスクの高い感染症検査などでは抗体、抗原、プローブなどの特性やその特性に基づく測定限度等について詳細に説明すること。

(13) 操作上の注意

測定値に影響を与える諸因子とそれらに対する操作上の注意事項を、本剤の国内外発表文献又は社内資料に基づき、次の事項を記載すること。

ア. 測定試料の性質、採取法

イ. 妨害物質・妨害薬剤

ウ. その他

(14) 用法・用量（操作方法）

詳細な操作方法を記載すること。

ア. 試薬の調製方法（使用者が予め準備する必要のある試薬の調製方法も含む）

試薬の調製方法と調製後の貯法・有効期間を記載すること。乾燥剤であって溶解液が添付されている場合には、その溶解方法、溶解後の貯法、有効期間について記載すること。

イ. 必要な器具・器材・試料等

特に使用者があらかじめ用意しなければならない器具・器材があれば記載すること。検量線を作成するための試料等を別途入手する必要がある場合には、その旨を記載すること。

ウ. 測定（操作）法

測定（操作）法は標準的な手順を記載すること。なお、機器を使用する場合は、試薬側から見て、その使用機器の必要な操作法を記載すること。

(15) 測定結果の判定法

測定結果の判定法及び判定にかかる注意事項を記載すること。また、参考正常値（基準範囲）等を記載する場合には、その出典を明らかにすること。

(16) 臨床的意義

新規品目等について記載すること。

(17) 性能

性能（感度、正確性、同時再現性、測定範囲）、相関性試験成績及び較正用の基準物質に関する情報について記載すること。なお、感度、正確性、同時再現性以外の項目を設定した場合は、その項目について記載すること。

(18) 使用上又は取扱い上の注意

ア. 取扱い上（危険防止）の注意

試料及び試薬を取り扱う上で危険防止等注意すべき事項を記載すること。

イ. 使用上の注意

試薬を使用するにあたって注意すべき事項を記載すること。

ウ. 廃棄上の注意

廃棄にあたって注意すべき事項を記載すること。

エ. その他の注意

(19) 貯蔵方法、有効期間

貯蔵方法及び有効期間を記載すること。

(20) 包装単位

(21) 主要文献

(22) 問い合わせ先

問い合わせ先の記載にあたっては、情報伝達の主部門の名称及び住所等の連絡先を記載すること。

(23) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所